

バーゼルⅢの先へと進む金融規制改革

小 立 敬

目 次

1. 金融規制改革の現状と今後の展開
2. バーゼルⅢの追加的な改革
3. ベイルイン、TLAC
4. 日本の動向と今後の留意点

1. 金融規制改革の現状と今後の展開

(1) 金融規制改革の流れ

米国で発生したサブプライム問題はグローバルな金融・経済危機へと深化した。金融危機への対応として公的資金（税金）が投入され、金融危機は収束に向かったものの、公的資金の投入が欧州を中心に財政収支の悪化を招き、ユーロ圏のソブリン債務危機の発生につながった。このような流れを受けて、金融危機の再発防止を図ることを目的として、現在、国際的な金融規制改革が進展している。

国際的な金融規制改革では、納税者負担の回避が至上命題となっている。米国は2010年7月に「ドッド＝フランク法（Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act）」を導入し、

破綻金融機関に対するエクイティの提供、すなわち公的資本増強を明確に禁止している。欧州でも今年6月に「銀行再生・破綻処理に関する指令（Bank Recovery and Resolution Directive；BRRD）」がEU官報に掲載され、公的資金の使用を避けることが基本原則となっている。

国際的な金融規制改革はバーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委員会」）が主導していると思われがちだが、最近では金融安定理事会（Financial Stability Board；FSB）のプレゼンスが増している（図表1）。FSBは、バーゼル委員会、証券監督者国際機構（IOSCO）、保険監督者国際機構（IAIS）、国際会計基準審議会（IASB）といった国際基準設定者間のコーディネーターとして位置付けられるとともに、銀行・証券・保険に属さない規制としてシャドーバンキング規制や銀



小立 敬（こだち けい）

株式会社野村資本市場研究所、主任研究員。1997年慶應義塾大学経済学部卒。同年4月、日本銀行入行。考査局、信用機構室、金融庁監督局総務課金融危機対応室出向を経て、2006年3月に同社に入社。現在、金融危機後の国際的な金融規制改革を中心に調査・研究を行っている。

（本稿は平成26年10月22日に日本証券アナリスト協会で講演された講演会の要旨である。）